

国際総合競技大会派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」)が派遣するパラリンピック競技大会等の国際総合競技大会(以下「総合大会」)の日本代表選手・役員(以下「選手団員」)が遵守すべき事項を定める。

(選手団員の決定)

第2条 選手団員は、JPC が別に定める大会毎の「日本代表選手団編成方針及び選手選考基準」に基づき JPC 運営委員会の決議で決定される。

(法令・規程等の遵守)

第3条 選手団員は、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。

2 選手団員は、JPC が別に定める「日本代表選手団行動規範」並びに「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規定」及び「選手団マニュアル」等の内容を理解し、遵守しなければならない。

3 選手団員は、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して幹旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。

4 選手団員は、個人の名誉を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。

5 選手団員は、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持つてはならない。

6 選手団員は、暴力、ハラスメント、違法賭博、八百長行為、ドーピング行為を含む薬物乱用、不適正経理等、スポーツの高潔性を脅かす行為には関与してはならない。また、そのような行為を発見した場合は速やかに競技団体又は JPC に報告しなければならない。

(薬物の使用と性別の確認)

第4条 選手、スポーツアシスタントは、国内外の検査機関等の要求に応じ、ドーピング検査及び性別確認の対象となることに同意しなければならない。

(安全管理)

第5条 選手団員は、常に、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を厳守し、その予防に努めなければならない。

(肖像等)

第6条 選手団員は、総合大会組織委員会及び JPC が認めた者が、派遣期間中、選手団員を撮影、録画又は録音することに同意する。

2 選手団員は、パラリンピック・ムーブメントの推進を目的に JPC が実施する非営利事業において、前項の規定により取得した選手団員の肖像等(本人自身、写真・イラスト、名前、通称、手形、足型、音声などを含むがそれらに限られない。以下同じ。)を使用することに同意する。

3 選手団員は、JPC の承諾なしに、総合大会の公式服装を着用して、又は、大会等で得たメダル若しくは賞状等と一緒に、撮影又は録画された自身の肖像等を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(大会期間中の肖像等の取扱い)

第7条 選手団員は、大会主催者並びに JPC が定める期間中に、JPC の事前承認を受けることなく選手団員の肖像を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(公式服装)

第8条 選手団員は、各大会に係るすべての公式行事(記者会見及び表彰式を含む)において、JPC が別に定める「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規定」に従い JPC が支給する選手団公式服装を、表示されたマーク等を変更又は隠すことなく着用しなければならない。

(処分等)

第9条 選手団員がこの規程(別に定める「日本代表選手団行動規範」及び「国際総合競技大会における日本代表選手団公式服装着用規定」、「誓約書」を含む。)に著しく違反した場合、JPC 会長は選手団員の認定を取り消す処分を行うことができる。

- 2 前項の処分を行う際は、JPC 委員長、JPC 副委員長、JPC 事務局長からなる JPC 調査パネルが事実確認及び審議を行い、その結果を JPC 会長に報告するものとする。
なお、JPC 調査パネルは審議にあたり、当該選手団員に弁明の機会を付与しなければならない。

(不服申立て)

第10条 処分を受けた選手団員は、JPC 会長の下した処分に不服があるときには、日本スポーツ仲裁機構の規則に基づく仲裁により最終的に解決する。処分を受けた選手団員は、JPC 会長による処分の通知から 30 日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

(規程の変更)

第11条 本要項は、JPC 運営委員会の決議により変更することができる。

(附則)

1. 本要項は、令和2年4月1日から施行する。